

3月 定例教育委員会 議事日程

1. 日 時 平成30年3月22日（水）午後1時30分から

2. 会 場 伊予市役所2階 会議室

3. 出席委員

教育委員長	矢 野 ひとみ
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	水 口 良 江
教育長	渡 邊 博 隆

4. 会議に出席した事務局職員

教育監理監	井 上 伸 弥
事務局長	靄 岡 正 直
学校教育課指導主幹	大 西 聡
学校教育課指導主事	高 石 達 也
学校教育課課長補佐	飴 矢 百 合
社会教育課長	森 田 誠 司
社会教育課課長補佐	高 村 博 之
社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
学校給食センター次長	安 田 敦

5. 協議事項等

報告事項等

- (1) 1月会議録報告
- (2) 4月教育委員会行事予定について
- (3) 事務局報告事項等について
- (4) その他

午1時30分 開会

○鶴岡事務局長 開会。

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、3月の定例教育委員会のほうを開会したいと思います。

卒業式ということで、それぞれ皆さん卒業式のほうへ参加していただきまして、ありがとうございました。私のほうは中山地区のほうだったのですが、中山中学校が21名、中山幼稚園は何と2名、それから中山小学校が10名というふうな卒業生を見送ってきました。今日が最後中山小学校だったんですけど、本当に全校の数の10倍ぐらいの声が出ていたななんかという後で校長先生には言っていたんですけど、とっても元気で卒業していきました。

中山小学校のほうは50年前に小学校を卒業した方たちが来るのです、卒業式に来賓として。今日はその方たちは20人ほど集まってくださって、子供たちの後ろの席へずっと並んで、そして自分たちの50年前の卒業式を思い出しながら、一緒にお祝いをしてくださってありました。とても感激していて、そのままその方たちは花の森ホテルのほうへ行って同級会をするというふうな運びになっているんですけど、それぞれのその学校の個性を生かした卒業式が行われていたんじゃないのかなと思いました。とっても寒くって、震いながら。今やっと暖まりかけたかなというところですが、よろしくお願いします。

それでは、今月の会議録の署名人のほう、高橋委員さんになっておりますので、よろしくお願いします。

○高橋久美子委員 はい、お願いします。

○矢野ひとみ委員長 委員さん方のお手元には1月の会議録が届いていたと思います。書面をもって御承認いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。それでは、承認いたします。

では早速ですが、協議事項に進みたいと思います。

1、議案審議、議案第8号伊予市スポーツ活動全国大会出場激励費交付要綱の一部を改正する告示について説明をお願いします。

はい、森田課長からお願いします。

○森田課長 はい。議案書1ページをおあけください。

議案第8号伊予市スポーツ活動全国大会出場激励費交付要綱の一部を改正する告示について、内容の説明につきましては、3ページの次、ページを打っておりませんが、新旧対照表をごらんいただけたらと思います。

まず、1番目の題名でございますが、「伊予市スポーツ活動全国大会出場激励費交付要綱」、これを「激励金」、「費」を「金」のほうに変更いたします。これにつきましては、周

辺市町の要綱が激励金を使っているところが多いものでございますので、こちらのほうに合わせというような形にしております。

それから、第2条でございますが、その対象としまして、選手または監督として出場する場合、これは変更前には記載はありませんが、これまでも内規のほうで選手または監督として出場した場合には激励金を出しておりましたので、これ明確化するために「選手または監督」という文言を入れております。

それから、その次の「伊予市対外運動競技等派遣費補助金交付要綱（平成17年教育委員会告示第17号）」というのは、現行とその要綱自体変わっておりますが、この要綱ができた時点で、この要綱名が間違っておりましたので、これを正しいものに修正をいたします。

それから、第4条、交付の手続でございますが、現行としましては、「激励金の交付を受けようとする者は、市長に申し出をしなければならない。」となっております。この要綱自体、教育委員会告示でありますので、市長に申し出ということではございませんで、教育長に申し出というのが正当でございます。それを受けまして、申し出をするというだけで言うと、口頭での申し出でしたら、受けたものを何か形に残そうということで、改正案としましては、「激励金の交付を受けようとする者は、当該激励金に係る体育大会の開催日の前日までに教育長に出場申出書を提出しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。」ということで、申出書の提出を義務づけることといたしました。

それから、第2項でございますが、現行では「公益財団法人愛媛県体育協会」、これを改正案としまして、「公益財団法人愛媛県スポーツ協会」に変更いたしております。これにつきましては、この4月より愛媛県の体育協会が愛媛県スポーツ協会に名称変更いたしますので、それに合わせたものとなります。

それから、第3項であります。現行では「市長は、前2項に該当した者を審査し、適当であると認めたときは、速やかに該当者に激励金を交付するものとする。」とありますが、これを「市長」ではなく、「教育長」に変更いたします。「教育長は、前2項に該当した者を審査し、適当であると認めたときは、体育大会出場前に、激励金を交付するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、体育大会出場後に交付することができる。」ということで、現在も内規のほうで大会前に激励会を行うこととしております。これを明文化いたしました。

それから、別表のほうでございますが、「対象となる全国大会」として「日本スポーツ協会」に変更いたします。これも先ほどの県の「体育協会」が「スポーツ協会」に名称変更するものと同様でございます。

それから、激励金額ですが、こちらにつきましては現行と変わっておりませんが、内容がこれまでのものではわかりにくかったこともありまして、今回改正をいたしております。現行では「団体競技で出場する場合 5万円」とありますが、この団体で出場する場合5万円、例えば2人がその団体競技に出場する場合も5万円を出すかということ、現在は内規のほうで、そう

いった場合は個人とみなして1人1万円というような交付をしております。これを明文化いたしまして、改正案のほうでは、1としまして「第2条に該当する個人の出場者について1人1万円を支給する。2 5人以上で構成される団体の出場チームには上限で5万円を支給する。ただし、5人未満の団体・チームの出場者は、個人の出場とみなし、当該人数分の激励金を支給する。」というふうにしております。

それから、その他のところにつきましても、「市長」を「教育長」に改正をいたしております。

改正内容は以上でございます。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。3ページの改正案を詳しく御説明いただきました。冠のところ、「費」を「金」に直していただいて、それだけが修正ですね。あと、説明していただいて、何か御質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 ないようでしたら、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。承認といたします。

それでは、議案を進めたいと思います。

議案第9号伊予市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

局長さん、お願いします。

○鶴岡事務局長 はい。それでは、議案第9号伊予市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則につきまして、組織機構の見直しに伴いまして、規則の一部を改正する必要が生じたので、提案したものでございます。

6ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、この後、議案第10号に出てくるわけなんです、組織が現在給食センターが一つの課として規定をされておりますが、それを学校教育課の中に入れてしまう、一つの担当として入れてしまうという改正を行う予定となっております。それに伴いまして、現在、所長という名前は局長が兼務をしておるわけでございますが、給食センター設置条例によりまして所長を設置するということになっておりますので、現在の次長が所長となる関係で課長職ではなくなるということが起こります。それに伴いまして、今回の改正によりまして「所長」という言葉を削除しようとするものでございます。それが第3条のところで「所長」という言葉を削除させていただいております。

なお、第1条については文言の修正、それと第3条の20号につきましては「審査請求」という言葉を使っておったんですが、情報公開条例は「不服申立て」という言葉を使っておりますので、その条例に合わせて改正するものです。5条につきましても、文言の修正になります。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

何か質問等ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 御承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、承認といたします。

それでは続きまして、議案第10号伊予市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について御説明をお願いします。

局長さん、お願いします。

○靄岡事務局長 はい。議案第10号伊予市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、提案理由としまして、組織機構の見直しに伴い、規則の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

11ページの新旧対照表並びに別添、お配りしております規則改正後の教育委員会組織規則のほうを同時にごらんいただけたらと思います。

それではまず第3条、組織でございますが、現行の一番下のところに「学校給食センター」が課の欄にございますが、改正案としまして、学校教育課の中に担当として含まれる改正となっております。

第4条につきましては、現行では課に分室を置いたときは、分室長以下規定があるわけなんです、分室という考え方ではなく学校教育課の中に入るということで、削除させていただきたいということでございます。

それと、第5条につきましては、先ほど説明しましたように「所長」というのが課長補佐職、今の次長職に該当するようになりますので、第5条では削除するようになります。

次の12ページの一番上になりますが、5項につきましては、分室長の規定がありますので、その部分は削除させていただきます。6項につきましても、同様に次長というのが所長になりますので、その「次長」を削除させていただきまして、「課長補佐及び係長は、課長を補佐し、所属職員を指導する。」というような改正になります。

第6条につきましては、現在の課の分掌の中には学校教育課の中に給食センターはありませんので、その部分を6号、7号で「学校給食センター担当」、「学校給食担当」という形で挿入しようとするものです。

現行のほうの9号のところでございますが、これは現在、社会教育課の「社会体育担当」ということになっておりますが、改正案の11号になりますが、新たに「スポーツ振興担当」という表現に変えさせていただきます。スポーツ振興全般を所管するということになります。

現行の12号、13号にも「社会体育に関すること。」という表現がございますが、それを改正案では14号、15号としまして、「スポーツ振興に関すること。」と改正しております。現行の14号、15号では、現在の「学校給食センター担当」、「学校給食担当」という規定がございますが、これにつきましては削除をするということになります。

次、13ページをごらんいただきたいと思います。

第7条につきましては、先ほど言いましたように分室という規定を削除した関係で、それに関連して削除をいたしております。

別表でございますが、学校教育課の欄の一番下の18号になりますが、今度新たに「学校給食センター」をつけ加えさせていただきます。

それと同時に、次の14ページになりますが、現行の「学校給食センター」、これが削除するという形になります。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございます。組織が変わる、それから名称が変わるようで、さまざまな改正案が出ておりました。何か御質問ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、承認といたします。

続きまして、議案第11号伊予市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

局長さん、お願いします。

○鶴岡事務局長 はい。それでは、議案第11号伊予市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、提案理由としまして、組織機構の見直しに伴い、規程の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

18ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第7号につきましては、規則の改正に伴い、項のずれによる改正でございます。

第8号につきましては、給食センターの所長という位置づけがあった関係で、それを削除するものでございます。「課長等」となっておるところを「課長」という表現に変えております。

第9号の「分室長」につきましては、削除をいたします。

第4条につきましては、同じく次長という位置づけがなくなりますので、それを削除するものでございます。

第8条が「課長等」という表現が今まであったわけですが、そこは給食センターの所長がなくなった関係で「課長」という言葉、単独になります。

9条も同じです。

10条も同様の改正になります。

次のページになりますが、11条につきましては、所属職員、現行では「分室長を含む。」という表現があったんですが、分室の定義そのものを削除しておりますので、それに合わせて削除いたしました。

第12条、これにつきましては、現行では学校給食センター所長の専決事項という項目が第14条にあったわけですが、この項目を改正案としまして学校教育課長の項目につけ加えるものでございます。

次のページになりますが、現行で第17条、これも「課長等」の「等」を削除するものでございます。

それと、最後の別表のところでございますが、これも同じく「課長等」の「等」を削除するものでございます。

それと、第一次代決者、第二次代決者のところの「次長」という言葉が出てきますが、これも次長という位置づけがなくなりますので、削除いたします。

それと、分室長の項目につきましては、同じく分室という位置づけがなくなりますので、削除するものでございます。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、続けて給食関係のだったんですけど、何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。そしたら、承認してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第12号伊予市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

局長さん、お願いします。

○鶴岡事務局長 はい。それでは、議案第12号伊予市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、提案理由としまして、組織機構の見直しに伴い、規則の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

それでは、24ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行の規則の中に、別表としまして「伊予市教育委員会学校給食センター所長」という印がございますが、これにつきましては、課ではなくなる、学校教育課の一部となるということで、課としての公印は削除する必要がありますので、削除といたしております。次の「伊予市中山学校給食センター所長」、次の「伊予市双海学校給食センター所長」、これにつきましては、既に廃止されておりますので、公印も削除するものでございます。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。公印の削除について、何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、御承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。承認いたします。

それでは続きまして、議案第13号伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定についてお願いします。

局長さん、お願いします。

○鶴岡事務局長 はい。議案第13号伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について、提案理由、幼稚園に関する事務の一部を市民福祉部に属する職員に補助執行させることとなったため、新たに規則を制定する必要が生じたので提案したものでございます。

次のページ、26ページをごらんいただきたいと思います。

今回、幼稚園に関する事務に関しまして、その一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるために制定するものでございまして、第1条にその趣旨、第2条としまして、教育委員会がその権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させることを規定しております。

第3条には、執行機関に係る事務の処理としまして、この処理につきましては「決裁規程その他関係規程の定めるところによる。」と定めております。

第4条では、その他「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と規定しております。

別表（第2条関係）でございますが、事務といたしまして、1号、幼稚園の運営指導及び教職員の指導育成に関すること、2号、幼稚園児の定数及び入退園事務に関すること、3号、幼稚園の使用料の決定、徴収及び減免に関すること、4号、私立幼稚園就園奨励補助金に関すること。右欄でございますが、職員としまして、市民福祉部長、子育て支援課長及び行政監理監、附則としまして、この規則は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。何か質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

それでは続いて、報告事項等に進みたいと思います。

4月教育委員会行事予定について。

○高石指導主事 はい。

○矢野ひとみ委員長 はい、お願いいたします。

○高石指導主事 はい。行事予定の前に、中学校の卒業式から本日の小学校の卒業式まで、大変お世話になりました。お手元の資料に入園、入学式の日程のほうをお配りしておりますが、申しわけありません。左側の日が間違えておりましたので、平成30年度が1日ずつずれます。9日から始まって9、10、11という形で、小学校から小・中、幼稚園というふうになっております。3月1日時点の時刻等の予定でありますので、教育委員さん方には直接御自宅のほうに、それからそのほかの出席の皆様方につきましては教育委員会のほうに届くようになっておりますので、またそちらのほうで時刻等を確かめていただけたらと思います。それからまた、出席等、不都合な点がございましたら、御連絡のほうをよろしく願います。

それでは、4月の行事予定です。

○高石指導主事 4月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

続いて、社会教育課、願います。

○北岡課長補佐 はい。

○矢野ひとみ委員長 はい、北岡さん、願います。

○北岡課長補佐 4月の社会教育課の行事について説明を行った。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。学校教育課、社会教育課、あわせて何か聞いておきたいことはございませんでしょうか。

はい、局長さん、願います。

○鶴岡事務局長 はい。先ほど説明があったように5月の定例教育委員会なのですが、まだこれは予定ではありますが、通常ですと第3水曜日なのですが、5月の場合、5月9日になっておりますので、御確認をいただきたいと思います。よろしく願います。

○矢野ひとみ委員長 はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。そしたらまた、入学式があります。よろしく願います。

それでは、事務局、報告事項等について願います。

大西先生、願います。

○大西指導主幹 はい。失礼します。お手元に平成30年度の学校教育基本方針案というのをお配りしておりますので、平成30年度に向けての改正点、変更点等について説明をさせていただけたらと思います。

まず、重点目標に関しましては、そこにある8点を掲げて取り組んでいきたいと思っております。

1番の社会総がかりで取り組む教育の推進につきまして、この(1)番に「『伊予市総合教育会議』において、市長と教育委員会が協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有しながら施策の執行にあたる。」を挙げさせていただきました。これについては、これまで4番目の項目になっていたのですが、これを1番目に挙げさせていただきました。

確かな学力の定着と向上に関しまして、(2)として「『伊予市学力調査』『愛媛県学力診断調査』『全国学力・学習状況調査』等の結果を日々の授業改善に活用するとともに、次期学習指導要領の完全実施に向けて、主体的・対話的で深い学びに向かう授業の創造に努める。」というふうにさせていただきました。これは平成29年度であれば、その前半の分の学力調査等の結果の活用に関する報告とそれから主体的・対話的で深い学びに向かう授業の創造という2つの項目に分かれていたものを1つに合わせた形にさせていただきました。その中で「次期学習指導要領の完全実施に向けて」という言葉を入れさせていただきました。

続いて、3番の豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進の(1)ですが、「『特別の教科道徳』の実施において」としました。これが平成29年度は「向けて」となっていたのですが、小学校で教科になりますから「おいて」という形にしました。

それから、(3)番です。

「『えひめ国体・えひめ大会』に」の後に、「関わった経験を生かし」というふうな表現をして、それを生涯にわたってスポーツに親しむ、そういう資質・能力の育成につなげていってほしいという思いで入れさせていただきました。

それから、4番の人権・同和教育の充実と児童生徒の健全育成の(2)番、これまでは「未然防止に努める」という事柄で終わっていたのですが、防止の中で特に重要なのが早期発見・早期対応ということがありますので、その「早期発見・早期対応に努める。」という言葉を入れさせていただきました。

それから、次の6番です。

教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化につきましては、1番の「教職員の長時間労働の軽減及び子どもと向き合う時間の確保を目指して、業務改善に努める。」、これは、これまで一番最後の項目だったのですが、今、中学校の部活動のことであつたり学校現場の働き方改革であつたりとか非常に急速に展開している状況でありますので、これを一番上に入れさせていただきました。

それから、(5)として目標管理制度の事柄を述べさせていただきました。平成28年度から試行的に目標管理制度が学校の現場でも導入されるようになりましたので、「目標管理制度の適切な運用により、教職員の人材育成、組織全体の士気高揚を図り、組織目標の達成に努める。」という文言を入れさせていただきました。

それから、7番の特別支援教育の充実については、これまでは「障がいのある幼児児童生徒の状態、能力・適正を正しく把握し、一人一人のニーズに応じた合理的配慮や基礎的環境整備の在り方を研究する。」という文言だけだったんですが、それに続けて「また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。」としました。特に指導計画それから教育支援計画の作成、これについては、国のほうからも確実に作成をし、そして幼から小、小から中、中から高への引き継ぎをしっかりと行うようにというふうな方針を出されておりますので、ここにそれをつけ加えて入れさせていただきました。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。平成30年度の学校教育基本方針案ができております。この案は学校において校長先生方が御自分の学校の教育計画を作成するに於いての非常に重要な指針になります。この案をもとに教育計画をそれぞれの学校で作成するわけなのですが、目を通していただきました。何か御質問等ございませんか。

○鷹尾秀隆委員 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、鷹尾委員さん。

○鷹尾秀隆委員 6の教職員の資質・能力の向上のところ、5番に入れてある目標管理制度というのはどういうものですか、具体的に。

○大西指導主幹 まず、学校の校長先生が自分の学校の組織目標とって、こういうふうなことができるようになるという学校としての目標を設定します。その目標設定したものを教職員に周知します。それを受けて教職員一人一人が自分の目標をつくっていきます。今年一年間、こういうことを取り組んでいくという目標を決めた段階で、校長が所属職員と期首面談を行って、目標に関する本人の気持ちであったり、考えであったりとかを聞いたりとかしながら、その人の自己目標についての確認を行います。その上で校長が、それぞれの教職員が立てた目標について日々観察をしたりとかしながら評価をしていきます。そして、その後、先生方が立てた自分の目標に対して自己評価を行います。その自己評価を行った結果に対して、最後期末に校長が評価を行います。そして、教職員と校長先生が面談を行って、目標に対する成果等について話し合います。そういったシステムがこの目標管理制度です。

ただ、学校現場の独自性がありまして、例えば教職員が意欲的に子供たちと授業に取り組むとかという目標を立てても、それを数値的に目標達成の数値が立てにくくなります。ですから、目標によっては非常に学校現場とマッチしない部分も多いかと思います。そのため、より具体的に数値目標に出せるようなものであったりとか、これだけの割合に子供たちをすべるとかというふうな具体的な数値を挙げて目標設定をするなどしていくことが大切だと思います。

まして、期首面談とか期末面談でも大規模校に至っては、なかなかそれだけの時間を確保するのが難しい状況にもあるというような話を聞いておりますので、1つは先生方一人一人の評

価をこれによって全部決めつけるとかというわけじゃなくて、人事評価というのが11月に行われますが、その人事評価の業績評価の部分として、この目標管理制度の取り組みというのが行われているというふうにお考えいただいたらいいかと思います。この目標管理制度が本当に十分機能して、これからいくのかというのは、まだこれからいろいろと検討も必要になるところではないかと思っております。この程度の回答しかできませんが、御了承ください。

○鷹尾秀隆委員 わかりました。はい、どうもありがとうございました。

○矢野ひとみ委員長 県によって違うのですよね。

○大西指導主幹 違います。

○矢野ひとみ委員長 企業でいったら何月までに何個売り上げるとか、そういうふうな感じの先生方の個別の目標を立てて、それが達成できているかどうかというのを校長先生が1学期あるいは半年に1回、1年に2回、懇談をして、そしていろいろ話し合っていくというふうな、何か企業の手法をそのまま学校教育に取り入れたような感じのものなのですが、本当にこんなのをすごく徹底している県は本当先生方がもう全部始末にいい計画をきっちりつくって、私はうちのクラスの子に子供の国語の漢字のテストを全員に90点取らせるとかというふうな具体的な目標を出して、それが本当にできとるかどうかというのを詰めているような県も聞いたことがあるようなのですが、多分愛媛県の場合はそこまでは、いや、わかりませんが、やっているとあるかもわからない。してないのではないかなというふうな気がします。そういうふうな感じだと思っていただけたらいいと思います。

○鷹尾秀隆委員 わかりました。

○矢野ひとみ委員長 ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、よろしいでしょうか。

○大西指導主幹 はい、ありがとうございました。

○矢野ひとみ委員長 続きまして、事務局、報告事項をお願いいたします。

事務局からはありませんか。

それでは、その他に進みたいと思います。

○高石指導主事 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、高石先生。

○高石指導主事 教育委員さん方の机上に先ほど封筒を配らせていただきました。これは今年度の各幼稚園、小学校、中学校の学校評価報告書が入っております。それプラス、各家庭とかへ配布した保護者向けの周知文書が入っております。縦とか横とかばらばらなので、穴をあけて、とじてはできなかったのもので、そういう形で、クリップでとめさせていただきましたので、またお帰りになってからでも各学校の学校評価の様子、お読みいただけたらと思います。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

年度末に行う評価関係ですが、教員さんのが出ているのですかね。

○渡邊博隆教育長 これらは数字目標的に実際にあらわすことができるので、外部評価者ということで法律的に位置づけられているので、外部の方が学校を評価しなくてはならないということで設置しております。教育委員会が任命しているのですが、ただ数値的にいろんな形の要求取っているのですが、それが評価で何%行っているかとか、本来的に皆さんの意見が5人の中で4人がオーケー出したら80%の達成というような意味合いになっているんですよね。

何をもって達成できたかという、そこら辺の基準がなかなか難しいところはあるんですよね。ですので、当事者だったらわかりますが、外部だったら、例えば不登校がゼロであったといたら、もう完全に100なんですけどもね。ところが、不登校生だけに絞っただけでは総意としては評価ができてにくいところがあったりするので、項目的にいろいろなものが含まれていたら、ここはできているけど、ここはちょっとまだかなといったら、やっぱり少し相対に評価して落としてくる、そんな感覚なんですよ。

だから、そういうふうな見方をしながらやってもらうのと、先生方自体が手前みそ的にやっぱり評価が高い、そういうふうな傾向も自分のところはそんなことはないというような形で評価をしている先生方、学校もありますので、そういうふうな見方もしていただいたらありがたいと思います。教職員の数にもよりますし、大規模校、小規模校とあって、だから一生懸命特色ある学校づくりをそれぞれしてくれておりますので、ここの学校がしてないとかという世界じゃないんですけど、もうちょっとやってほしいなというふうなところもあるんですよ。ですが、そのスタッフではなかなか難しいとかというふうなところがあったりしますので、十分精査していただいて、また次年度に生かしていただければ大変ありがたいと思います。

○矢野ひとみ委員長 はい、その他はもうよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、以上です。

○鶴岡事務局長 閉会。

午2時21分 閉会